

氏名 _____ 印 _____

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、特記仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び特記仕様書の内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間内に特記仕様書に記載された業務を完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を履行させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは特記仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、特記仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び特記仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による管轄裁判所とする。
(指示等及び協議の書面主義)
- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、すでに行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
(業務工程表の提出)
- 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に特記仕様書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は特記仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
(権利義務の譲渡等)
- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の承諾を得ようとするときは、当該第三者の氏名その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。
(法令の順守等)
- 第5条 受注者は、業務委託の履行にあたっては、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及びその他関係法令を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、業務委託の履行について常に善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。
- 3 発注者は、受注者の履行する業務委託及び発注者等の発注に係

る第三者の履行する他の業務委託、修繕又は工事が履行上密接に関連する場合において、必要があるときは、その履行につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は発注者の調整に従い、その円滑な履行に協力しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が特記仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が特記仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が特記仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)
- 第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
(調査職員)
- 第8条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。
- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、特記仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の業務総括責任者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び特記仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の業務総括責任者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、特記仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督
- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める受注者から発注者への書面の提出は、特記仕様書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとする。
(業務総括責任者)
- 第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務総括責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務総括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託代金の変更、履行期間の変更、委託代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 業務総括責任者は、この契約に関する業務の知識及び技術又は技能を有する者でなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
(有資格者等の確保)

- 第10条 受注者は、業務委託の処理に要する有資格者等必要な技術者を確保しなければならない。
- 2 受注者は前項の技術者を選任した場合には、速やかに発注者に報告するものとする。
(地元関係者との交渉等)
- 第11条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。
(業務委託実施計画書)
- 第12条 受注者は、この契約締結後すみやかに特記仕様書に基づいて、業務委託実施計画書(以下「計画書」という。)を作成のうえ発注者に提出しなければならない。計画書を変更する場合も同様とする。
(業務総括責任者等に対する措置請求)
- 第13条 発注者は、業務総括責任者又は受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。
(履行報告)
- 第14条 受注者は、特記仕様書に定める場合には、契約の履行について発注者に報告しなければならない。
(貸与品等)
- 第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、特記仕様書に定めるところによる。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、特記仕様書に定めるところにより、業務の完了、特記仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
(特記仕様書と業務内容とが一致しない場合の修補義務)
- 第16条 受注者は、業務の内容が特記仕様書又は発注者の指示若しくは発注者受注者協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託代金を変更し、又は受注者に及ぼした損害に係る必要な費用を負担しなければならない。
(条件変更等)
- 第17条 受注者は、業務を行うにあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 特記仕様書に誤り又は脱漏があること。
 - (2) 特記仕様書の表示が明確でないこと。
 - (3) 履行上の制約等特記仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (4) 特記仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、特記仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により特記仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託代金を変更し、又は受注者に及ぼした損害に係る必要な費用を負担しなければならない。
(特記仕様書等の変更)
- 第18条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、特記仕様書又は業務に関する指示(以下この条及び第20条において「特記仕様書等」という。)の変更内容を受注者に通知して、特記仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託代金を変更し、又は受注者に及ぼした損害に係る必要な費用を負担しなければならない。
(業務の中止)
- 第19条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託代金を変更し、又は受注者が業務の続行に備え必要とする業務の一時中止に伴う増加費用若しくは受注者に及ぼした損害に係る必要な費用を負担しなければならない。
(業務に係る受注者の提案)
- 第20条 受注者は、特記仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき特記仕様書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、特記仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により特記仕様書等が変更された場合において、必要があると認めるときは、履行期間又は委託代金を変更しなければならない。
(受注者の請求による履行期間の延長)
- 第21条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認める場合には、履行期間を延長するものとする。
(発注者の請求による履行期間の短縮等)
- 第22条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認めるときは、委託代金を変更し、又は受注者に及ぼした損害に係る必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第23条 履行期間の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託代金の変更方法等)

第24条 委託代金の変更については、次式により算出した金額で発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 変更委託代金額＝当初契約金額×100/108×変更設計金額/当初設計金額×108/100

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する費用の額については、発注者受注者協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、発注者は、当該措置に要した費用のうち受注者に委託代金の範囲において負担させることが適当でないと認める部分については、これを負担する。

(一般的損害)

第26条 業務を行うにつき生じた損害(次条第2項から第3項までに規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害について賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決にあたるものとする。

(物価の変動等による協議)

第28条 発注者又は受注者は、予期することができない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者受注者協議するものとする。

(委託代金の変更に代える特記仕様書の変更)

第29条 発注者は、第7条、第16条から第20条まで、第22条、第25条、第26条、第28条、又は第33条の規定により、委託代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託代金の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて特記仕様書を変更することができる。この場合において、特記仕様書の変更内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(報告及び検査)

第30条 受注者は、各期の業務委託を完了したときは、遅滞なく、別に定める業務委託報告書を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による業務委託報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

- 3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務委託の完了とみなすものとする。

(委託代金の支払)

第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって契約金額の支払いを請求することができるものとし、運転管理その他業務委託に係る総括特記仕様書に定める(1)神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター等運転管理業務における各年度の支払限度額は別紙1のとおりとする。

- 2 発注者は、前項の適法な請求書を受理したときは、その日から起算して、30日以内に受注者に支払うものとする。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとする。

(第三者による代理受領)

第32条 受注者は、発注者の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨が明記されているときは、当該第三者に対して第31条(前条第1項を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(不払に対する業務中止)

第33条 受注者は、発注者が第31条の規定に基づく支払を遅延し相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、履行期間若しくは委託代金を変更し、又は受注者が業務の続行に備え必要とする業務の一時中止に伴う増加費用若しくは受注者に及ぼした損害に係る必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第34条 発注者は、履行内容にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 第1項の規定は、成果物のかしが特記仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第35条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を

受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託代金から第33条の規定による部分引渡しに係る委託代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、年9.75パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第31条第2項の規定による委託代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年9.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
(発注者の解除権)

第36条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 業務総括責任者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第40条第1項の規定による場合のほか、契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する権限を持つ事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、委託代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第37条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

第38条 発注者は、第36条第1項及び前条第1項の規定によるほか、業務が完了するまでの間、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者

に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
(受注者の解除権)

第39条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第18条の規定に基づき特記仕様書を変更したことにより、委託代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 業務の全部の中止の場合において、第19条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。

(3) 業務の一部のみの中止の場合において、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(4) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第40条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は、消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者がすでに業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の検査を行った上、当該検査に合格した部分に相応する委託代金を受注者に支払わなければならない。

3 前項後段の既履行部分に相応する委託代金は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第41条 契約が解除され、かつ、前条第2項の規定による支払いが行われる場合において、発注者は、次条の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合においては当該賠償金の額を、前条第3項の規定により定められた既履行部分に相当する委託代金から控除するものとする。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有し、又は管理する業務の出来形部分、機械器具、仮設物その他の物件(第6条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項に規定する撤去又は修繕若しくは取片付けに要する費用(以下「撤去費用等」という。)は、受注者が負担する。ただし、契約の解除が第38条又は第39条の規定によるものである場合における業務の出来形部分に関する撤去費用等は、発注者が負担する。

5 第3項の場合において、受注者が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、発注者が支出した撤去費用等(前項ただし書の規定により発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

6 第2項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第36条又は第37条によるときは発注者が定め、第38条又は第39条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段及び第3項に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第42条 受注者は、この契約に関して、第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、こ

の限りでない。

- (1) 第 37 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合であつて、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。
 - (2) 第 37 条第 1 項第 3 号に該当する場合であつて、刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定は、業務が完了した後においても適用する。
 - 3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第 43 条 受注者は、特記仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付したときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金などの徴収)

第 44 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託代金支払いの日までの日数に応じ年 9.75 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 9.75 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(契約外の事項)

第 45 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定める。

(別紙1) 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター等運転管理業務

年度	区分	請求時期	支払限度額
平成30年度	第1期	平成30年 6月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第2期	平成30年 8月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第3期	平成30年10月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第4期	平成30年12月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第5期	平成31年 2月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第6期	平成30年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成31年度	第1期	平成31年 6月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第2期	平成31年 8月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第3期	平成31年10月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第4期	平成31年12月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第5期	平成32年 2月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第6期	平成31年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成32年度	第1期	平成32年 6月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第2期	平成32年 8月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第3期	平成32年10月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第4期	平成32年12月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第5期	平成33年 2月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第6期	平成32年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成33年度	第1期	平成33年 6月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第2期	平成33年 8月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第3期	平成33年10月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第4期	平成33年12月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第5期	平成34年 2月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第6期	平成33年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成34年度	第1期	平成34年 6月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第2期	平成34年 8月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第3期	平成34年10月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第4期	平成34年12月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第5期	平成35年 2月 1日以降	当該年度契約額の1/6以下
	第6期	平成34年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
合 計			

契 約 書 (案)

- 1 件 名 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター運転管理に係る消耗品
管理業務委託
- 2 履 行 場 所 射水市海竜町地内
- 3 履 行 期 間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 契 約 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
- 5 契 約 保 証 金 有

上記の件名について、発注者公益財団法人富山県下水道公社と受注者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住所 富山県高岡市二上字梅田 313 番 3
氏名 公益財団法人富山県下水道公社
理事長 須 沼 英 俊 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 受注者は、頭書の業務委託に関し、この契約に定めるもののほか、別添の神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター運転管理に係る消耗品管理業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、これを履行しなければならない。

(調査職員)

第2条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する業務を完了させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が調査職員を置いたときは、この約款に定める受注者から発注者への書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとする。

(管理技術者)

第3条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、委託代金の変更、履行期間の変更、委託代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 管理技術者は、この契約に関する業務の知識及び技術又は技能を有する者でなければならない。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(報告及び検査)

第4条 受注者は、各期の業務委託を完了したときは、遅滞なく、神通川左岸浄化センター消耗品購入報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに指摘事項を訂正して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、指摘事項の訂正の完了をもって業務委託の完了とみなすものとする。

(契約金額の支払)

第5条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって契約金額の支払いを請求することができるものとし、各期の支払限度額は別紙1のとおりとする。

2 発注者は、前項の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して、30日以内に受注者に支払うものとする。

(物価の変動等による協議)

第6条 発注者又は受注者は、予期することができない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者受注者協議するものとする。

(調査報告等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務委託の実施状況について調査し若しくは報告及び資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(契約金額の変更方法等)

第8条 契約金額の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(協議)

第9条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、必要に応じて発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(別紙1) 神通川左岸流域下水道神通川左岸浄化センター運転管理に係る消耗品管理業務

年度	区分	請求時期	支払限度額
平成30年度	第1期	平成30年 7月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第2期	平成30年10月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第3期	平成31年 1月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第4期	平成30年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成31年度	第1期	平成31年 7月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第2期	平成31年10月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第3期	平成32年 1月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第4期	平成31年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成32年度	第1期	平成32年 7月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第2期	平成32年10月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第3期	平成33年 1月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第4期	平成32年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成33年度	第1期	平成33年 7月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第2期	平成33年10月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第3期	平成34年 1月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第4期	平成33年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
平成34年度	第1期	平成34年 7月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第2期	平成34年10月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第3期	平成35年 1月 1日以降	当該年度契約額の1/4以下
	第4期	平成34年度分完了検査結果通知書受領後	当該年度契約額の残額
	小 計		
	合 計		